

令和7年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>第3部 p.1-1-2</p> <p>第3部 その他の積算基準 第1編設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 2. 積算価格の内訳 2-1-1 間接原価 1) 間接原価</p>	<p style="text-align: center;">080501以降適用</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-1 積算価格構成の内訳</p> <p>2-1-1 直接原価</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>2) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①事務用品費 ②旅費 ③業務成果品費 ④電子計算機使用料および機械器具損料 ⑤特許使用料、製図費、委員会経費</p> <p>3) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>2-1-2 間接原価</p> <p>1) 間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。 <del>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、労務の要する金額の上、積上げ計上し、積上金額とする。</del> <del>※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</del></p> <p>2-1-3 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [ (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) ] + (一般管理費等) ] × 1.1 + (消費税率)</p> <p>業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 なお、設計変更の積算においても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-2</p>	<p style="text-align: center;">080401以降適用</p> <p>2. 積算価格の内訳</p> <p>2-1 積算価格構成の内訳</p> <p>2-1-1 直接原価</p> <p>1) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。</p> <p>2) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。 ①事務用品費 ②旅費 ③業務成果品費 ④電子計算機使用料および機械器具損料 ⑤特許使用料、製図費、委員会経費</p> <p>3) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>2-1-2 間接原価</p> <p>1) 間接原価 間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p>2-1-3 一般管理費等 業務を処理する建設コンサルタント等における経費のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>1) 一般管理費 一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>2) 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2 業務委託料の積算</p> <p>2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>1) 業務委託料の積算方式 業務委託料は、次の方式により積算する。 業務委託料 = (業務価格) + (消費税等相当額) = [ (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) ] + (一般管理費等) ] × 1.1 + (消費税率)</p> <p>業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。 なお、設計変更の積算においても同様とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-2</p>

令和7年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>第3部 p.2-1-3</p> <p>第3部その他の積算基準 第2編測量・調査等業務 1節測量業務 2. 積算価格の内訳 2-2積算価格構成の内訳 2-2-1測量作業費 2)間接測量費</p>	<p style="text-align: center;">080501以降適用</p> <p>(6) 技術管理費 技術管理費は、精度管理および成果検定に要する費用とする。</p> <p>①精度管理費 精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成および機械器具の検定の費用を計上する。</p> <p>②成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用を計上する。なお、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 間接測量費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。 <del>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対象の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複が認められるものとする。</del> なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う、調査・計画および測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。 なお、測量調査費に係わる直接原価（直接人件費、直接経費）、その他原価（間接原価および直接経費（積上計上するものを除く））および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。 測量業務費 = (測量作業費) + (測量調査費) + (消費税等相当額) = [(測量作業費) + (測量調査費)] × [1 + (消費税率)]</p> <p>測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>1) 測量作業費 測量作業費 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等) = (直接測量費) + (諸経費) = [(直接測量費) - (成果検定費)] × [1 + (諸経費率)] + (成果検定費)</p> <p>2) 測量調査費 測量調査費 = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p>	<p style="text-align: center;">080401以降適用</p> <p>(6) 技術管理費 技術管理費は、精度管理および成果検定に要する費用とする。</p> <p>①精度管理費 精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成および機械器具の検定の費用を計上する。</p> <p>②成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用を計上する。なお、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 間接測量費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費および付加利益よりなる。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う、調査・計画および測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。 なお、測量調査費に係わる直接原価（直接人件費、直接経費）、その他原価（間接原価および直接経費（積上計上するものを除く））および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-3 測量業務費の積算方式 測量業務費は次式によって積算する。 測量業務費 = (測量作業費) + (測量調査費) + (消費税等相当額) = [(測量作業費) + (測量調査費)] × [1 + (消費税率)]</p> <p>測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>1) 測量作業費 測量作業費 = (直接測量費) + (間接測量費) + (一般管理費等) = (直接測量費) + (諸経費) = [(直接測量費) - (成果検定費)] × [1 + (諸経費率)] + (成果検定費)</p> <p>2) 測量調査費 測量調査費 = [(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等)</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p>

令和7年度 山口県設計標準歩掛表（港湾編）  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>第3部 p.3-1-3</p> <p>第3部 その他の積算基準 第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 2. 積算価格の内訳 2-2積算価格構成の内訳 2-2-1一般調査業務費 (3)業務管理費</p>	<p style="text-align: center;">080501以降適用</p> <p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、「山口県一般職の職員等の旅費に関する条例」に準じて積算する。</p> <p>⑩その他 伐木補償等前記に属さなく、調査の実施に要する費用。</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用(積算価格に算入する費用)を含む。 また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う際の積上げ費用は、積上げ費用として計上するものとする。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(4) 雑材料 代価表に雑材料の算出対象額が示されていない場合は代価表総額に対し算出する。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費および付加利益である。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査試料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用とする。 なお、解析等調査業務費に係る直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-2-4 作業船の回航等を含む積算 1) 作業船の回航等を含む積算は土質調査費と別途に算定し、土質調査費に合算する。 2) 積算は、「第1部 第5章 1節 回航・えい航費」による。 3) 回航費は、調査の実施に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より、原則として調査現場までの往復に要する費用とする。</p> <p>2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。 土質調査業務費 = (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) + (消費税等相当額) = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × [ 1 + (消費税率) ] 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費 = { (直接調査費 + 間接調査費) } × [ 1 + (諸経費率) ]</p> <p>2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費 = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等) ]</p> <p style="text-align: center;">3-1-3</p>	<p style="text-align: center;">080401以降適用</p> <p>⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、「山口県一般職の職員等の旅費に関する条例」に準じて積算する。</p> <p>⑩その他 伐木補償等前記に属さなく、調査の実施に要する費用。</p> <p>(3) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用(BIM/CIMに関するライセンス費用を含む)、熱中症対策費用を含む。 なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(4) 雑材料 代価表に雑材料の算出対象額が示されていない場合は代価表総額に対し算出する。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費および付加利益である。</p> <p>(1) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(2) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2-2-2 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査試料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用とする。 なお、解析等調査業務費に係る直接原価(直接人件費、直接経費)、その他原価(間接原価および直接経費(積上計上するものを除く))および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。</p> <p>2-2-3 消費税等相当額 消費税相当分を積算する。</p> <p>2-2-4 作業船の回航等を含む積算 1) 作業船の回航等を含む積算は土質調査費と別途に算定し、土質調査費に合算する。 2) 積算は、「第1部 第5章 1節 回航・えい航費」による。 3) 回航費は、調査の実施に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より、原則として調査現場までの往復に要する費用とする。</p> <p>2-3 土質調査の積算方式 土質調査の積算は次式によって積算する。 土質調査業務費 = (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) + (消費税等相当額) = { (一般調査業務費) + (解析等調査業務費) } × [ 1 + (消費税率) ] 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</p> <p>1) 一般調査業務費 一般調査業務費 = { (直接調査費 + 間接調査費) } × [ 1 + (諸経費率) ]</p> <p>2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費 = [ { (直接人件費) + (直接経費) + (その他原価) } + (一般管理費等) ]</p> <p style="text-align: center;">3-1-3</p>

令和7年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>1-1-2</p> <p>第1編 測量業務 第1章 測量業務 第1節 測量業務積算基準 1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費構成費目の内容 1. 測量作業費 (2) 間接測量費</p>	<p style="text-align: center;">080501以降適用</p> <p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）である。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u></p> <p>なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-2</p>	<p style="text-align: center;">071001以降適用(071006訂正)</p> <p>③ 機械経費 機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。</p> <p>④ 直接経費</p> <p>(a) 旅費交通費 業務にかかる旅費交通費を計上する。</p> <p>(b) 基地関係費 基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。</p> <p>(c) 安全費 安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</p> <p>(d) 電子成果品作成費 電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。</p> <p>(e) その他 器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。</p> <p>⑤ 技術管理費</p> <p>(a) 精度管理費 精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。</p> <p>(b) 成果検定費 成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。 また、成果検定費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>(2) 間接測量費 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>(3) 一般管理費等 一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。</p> <p>① 一般管理費 一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>② 付加利益 付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。</p> <p>2. 測量調査費 測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>3. 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">1-1-2</p>

令和7年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>2-1-3 第2編 地質調査業務 第1章 地質積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-2 地質調査業務費 1-2-2 地質調査業務費 構成費目の内容 (2) 純調査費 (ハ) 業務管理費</p>	<p style="text-align: right;">080501以降適用</p> <p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（<u>作業員個人に対する費用</u>）を含む。 <u>また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、種別別計上を行うものとする。種別別計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</u> なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p>	<p style="text-align: right;">071001以降適用(071006訂正)</p> <p>ト) 施工管理費 出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。</p> <p>フ) 営繕費 大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。</p> <p>リ) その他 伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。</p> <p>(ハ) 業務管理費 業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。 なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。 また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p style="text-align: center;">2-1-3</p>

令和7年度 山口県業務関係積算基準及び標準歩掛表  
新旧対照表

適用基準日：080501

頁	新	旧
<p>3-1-1 第3編 土木設計業務 第1章 土木設計業務等積算基準 第1節 土木設計業務 1-2 業務委託料 2. 業務委託料構成費目の内容 ロ 間接原価 (イ) 間接原価</p>	<p style="text-align: right;">080501以降適用</p> <p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[一般管理費等]     A --- D[消費税相当額]     B --- E[業務原価]     B --- F[間接原価]     E --- G[直接原価]     E --- H[その他]     G --- I[直接人件費]     G --- J[直接経費]     J --- K[旅費交通費]     J --- L[電子成果品作成費]     J --- M[電子計算機使用料及び機械器具損料]     J --- N[特許使用料]     H --- O[その他原価]     </pre> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なO A 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）<b>熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）</b>とする。 <b>また、また現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。</b></p> <p>※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p style="text-align: center;">3-1-1</p>	<p style="text-align: right;">071001以降適用(071006訂正)</p> <p><b>第1章 土木設計業務等積算基準</b></p> <p><b>第1節 土木設計業務等積算基準</b></p> <p>1-1 適用範囲 この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。</p> <p>1-2 業務委託料 1. 業務委託料の構成</p> <pre> graph LR     A[業務委託料] --- B[業務価格]     A --- C[一般管理費等]     A --- D[消費税相当額]     B --- E[業務原価]     B --- F[間接原価]     E --- G[直接原価]     E --- H[その他]     G --- I[直接人件費]     G --- J[直接経費]     J --- K[旅費交通費]     J --- L[電子成果品作成費]     J --- M[電子計算機使用料及び機械器具損料]     J --- N[特許使用料]     H --- O[その他原価]     </pre> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ 直接原価 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費 b 電子成果品作成費 c 電子計算機使用料及び機械器具損料 d 特許使用料 等</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。 なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。</p> <p>ロ 間接原価 (イ) 間接原価 当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なO A 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）とする。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p style="text-align: center;">3-1-1</p>

## 2. 積算価格の内訳

### 2-1 積算価格構成の内訳

#### 2-1-1 直接原価

##### 1) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

##### 2) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次の①から⑤までに掲げるものとする。

- ① 事務用品費
- ② 旅費
- ③ 業務成果品費
- ④ 電子計算機使用料および機械器具損料
- ⑤ 特許使用料、製図費、委員会経費

##### 3) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

#### 2-1-2 間接原価

##### 1) 間接原価

間接原価は当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、**熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）**とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、**熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）**と重複がないことを確認するものとする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

#### 2-1-3 一般管理費等

業務を処理する建設コンサルタント等における経費等のうち直接原価、間接原価以外の経費であり、一般管理費等は一般管理費および付加利益よりなる。

##### 1) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

##### 2) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

## 2-2 業務委託料の積算

### 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合

#### 1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は、次の方式により積算する。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) ] \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

なお、設計変更の積算においても同様とする。

## (6) 技術管理費

技術管理費は、精度管理および成果検定に要する費用とする。

## ① 精度管理費

精度管理費は、当該測量作業の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成および機械器具の検定の費用を計上する。

## ② 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用を計上する。なお、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

## 2) 間接測量費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

## 3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費および付加利益よりなる。

## (1) 一般管理費

一般管理費は、当該測量作業を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力・用水・光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## (2) 付加利益

付加利益は、当該測量作業を実施する企業を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部保留金、支払利息および割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

## 2-2-2 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う、調査・計画および測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

なお、測量調査費に係わる直接原価（直接人件費、直接経費）、その他原価（間接原価および直接経費（積上計上するものを除く））および一般管理費等の算出は「第1編 設計等業務」を適用する。

## 2-2-3 消費税等相当額

消費税相当分を積算する。

## 2-3 測量業務費の積算方式

測量業務費は次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{測量業務費} &= (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{測量作業費}) + (\text{測量調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

測量作業費及び測量調査費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

## 1) 測量作業費

$$\begin{aligned} \text{測量作業費} &= (\text{直接測量費}) + (\text{間接測量費}) + (\text{一般管理費等}) \\ &= (\text{直接測量費}) + (\text{諸経費}) \\ &= \{ (\text{直接測量費}) - (\text{成果検定費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経费率}) \} + (\text{成果検定費}) \end{aligned}$$

## 2) 測量調査費

$$\text{測量調査費} = [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ]$$

## ⑨旅費

調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係る旅費とし、「**山口県一般職の職員等の旅費に関する条例**」に準じて積算する。

## ⑩その他

伐木補償等前記に属さなく、調査の実施に要する費用。

## (3) 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、専門調査業者に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（**作業員個人に対する費用**）を含む。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（**作業員個人に対する費用**）と重複がないことを確認するものとする。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経費率算定の対象額としない。

## (4) 雑材料

代価表に雑材料の算出対象額が示されていない場合は代価表総額に対し算出する。

## 2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費および付加利益である。

## (1) 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## (2) 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息および割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。

## 2-2-2 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査試料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用とする。

なお、解析等調査業務費に係わる直接原価（直接人件費、直接経費）、その他原価（間接原価および直接経費（積上計上するものを除く））および一般管理費等の算出は「**第1編 設計等業務**」を適用する。

## 2-2-3 消費税等相当額

消費税相当分を積算する。

## 2-2-4 作業船の回航等を含む積算

1) 作業船の回航等を含む積算は土質調査費と別途に算定し、土質調査費に合算する。

2) 積算は、「**第1部 第5章 1節 回航・えい航費**」による。

3) 回航費は、調査の実施に必要な船舶等を入手可能であると推定される場所より、原則として調査現場までの往復に要する費用とする。

## 2-3 土質調査の積算方式

土質調査の積算は次式によって積算する。

$$\begin{aligned} \text{土質調査業務費} &= (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) + (\text{消費税等相当額}) \\ &= \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) \} \times \{ 1 + (\text{消費税率}) \} \end{aligned}$$

一般調査業務費及び解析等調査業務費は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

## 1) 一般調査業務費

$$\text{一般調査業務費} = \{ (\text{直接調査費} + \text{間接調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \}$$

## 2) 解析等調査業務費

$$\text{解析等調査業務費} = [ \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) \} + (\text{一般管理費等}) ]$$

## ③ 機械経費

機械経費は、業務に使用する機械に要する費用である。その算定は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、別途定める測量機械等損料算定表等による。

## ④ 直接経費

## (a) 旅費交通費

業務にかかる旅費交通費を計上する。

## (b) 基地関係費

基地関係費は、業務を実施するための基地設置又は使用に要する費用である。

## (c) 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

## (d) 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、電子成果品作成に要する費用である。

## (e) その他

器材運搬、伐木補償、車借上料等に要する費用を計上する。

## ⑤ 技術管理費

## (a) 精度管理費

精度管理費は、測量成果の精度を確保するために行う検測、精度管理表の作成及び機械器具の検定等の費用である。

## (b) 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用である。

また、成果検定費は諸経费率算定の対象額としない。

## (2) 間接測量費

間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要となる間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）である。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。

## (3) 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益よりなる。

## ① 一般管理費

一般管理費は当該業務を実施する企業の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## ② 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

## 2. 測量調査費

測量調査費は、宇宙技術を用いた測量等の難度の高い測量業務について行う調査・計画及び測量データを用いた解析等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

## 3. 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

## ト) 施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

## フ) 営繕費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。また、弾性波探査で、火薬類取扱所、火工所の設置が必要な場合は、その費用を計上する。

## リ) その他

伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。

## (ハ) 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）を含む。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。

また、業務管理費は諸経费率算定の対象額としない。

## 2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

## (イ) 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

## (ロ) 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。

## (2) 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。

## (3) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

# 第1章 土木設計業務等積算基準

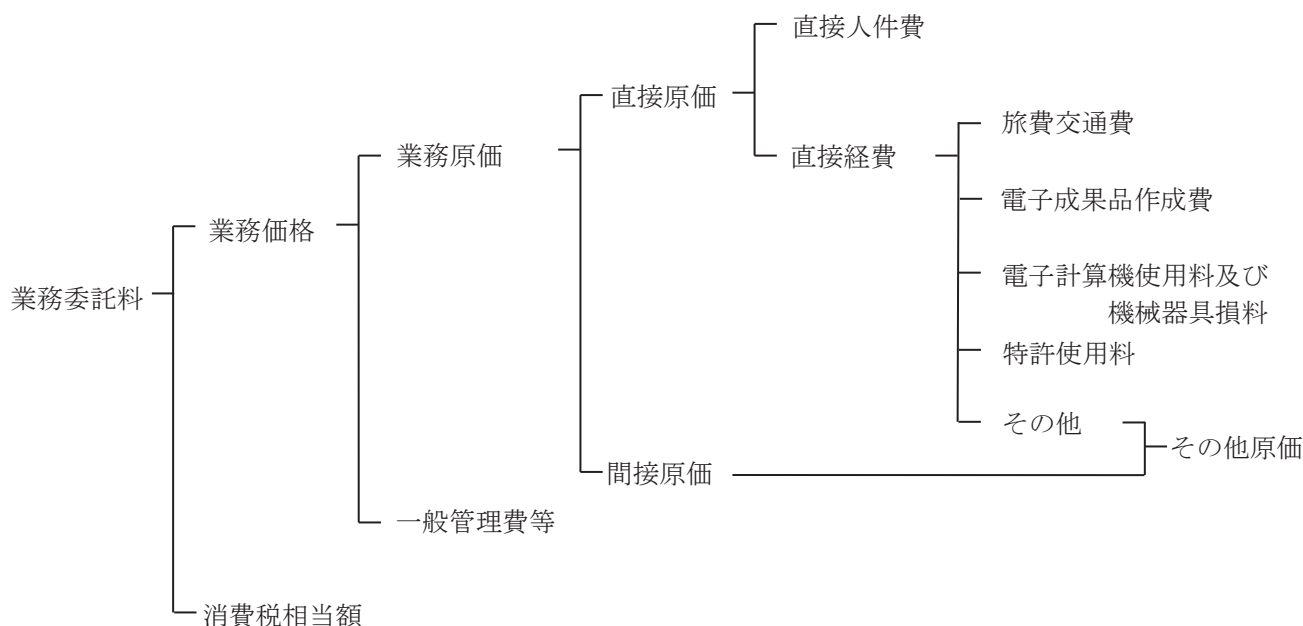
## 第1節 土木設計業務等積算基準

### 1-1 適用範囲

この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。

### 1-2 業務委託料

#### 1. 業務委託料の構成



#### 2. 業務委託料構成費目の内容

##### イ 直接原価

###### (イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。

###### (ロ) 直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
  - b 電子成果品作成費
  - c 電子計算機使用料及び機械器具損料
  - d 特許使用料
- 等

###### (ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

##### ロ 間接原価

###### (イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なO/A機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、**熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）**とする。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は、熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。